

- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者（運転者を除く）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策
- （損害を賠償するための措置）
- 第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。
- （自家用有償旅客運送自動車に関する表示等）
- 第五十一条の二十三 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。
- 一 名称
- 二 「有償運送車両」の文字
- 三 登録番号
- 2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 横書きであること。
- 二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ五センチメートル以上であること。
- 3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。
- （自家用有償旅客運送自動車の揭示）
- 第五十一条の二十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに旅客から收受する対価に関する事項を旅客に見やすいように揭示しなければならぬ。
- （旅客の名簿）
- 第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。
- 一 氏名
- 二 住所
- 三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項
- （苦情処理）
- 第五十一条の二十六 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならぬ。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。
- 2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。
- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

（登録証の返納）

第五十一条の二十七 自家用有償旅客運送者は、法第七十九条の登録の有効期間が満了したとき、法第七十九条の十一の届出をするとき又は法第七十九条の十二第一項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長に返納しなければならない。

第五十二条に見出しとして「有償貸渡しの許可申請」を付し、同条第一項中、「第八十条第二項」を、「第八十条第一項」に改める。

第六十三条中、「別記様式」を、「第二号様式」に改める。

第六十五条第八号を次のように改める。

八 路線定期運行及び路線不定期運行の用に供する事業用自動車にあつては、第二号に掲げるもののほか、行先及び運行系統

第六十五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 区域運行の用に供する事業用自動車にあつては、第二号に掲げるもののほか、「区域乗合」第六十六条第一項中、「特定旅客自動車運送事業者」の下に、「自家用有償旅客運送者」を加え、同項第五号中、「法第二十三条の五第四項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「第七十条」の下に、「法第七十九条の九第二項」を加える。

第六十七条第二項中、「であつて」及び「当該処分が」の下に、「路線不定期運行又は」を加える。

第七十条第一項第一号中、「から第十号まで」を、「第九号、第十号」に改め、同条第一項中、法第二十三条の五第四項」を削る。

別記様式中「道路運送事業法」を「道路運送事業法、自家用有償旅客運送法」に、「道路運送事業法」を「道路運送事業法、自家用有償旅客運送法の業務」に、「第88条の2」を「第88条の3」に、「一」を「いずれかに」に改め、同様式を第二号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第1号様式（第51条の5関係）

自家用有償旅客運送者登録簿

登録番号						
登録新年度	甲	乙	丙	丁	戊	己
代表者の氏名						
住所						
運送の種類	市町村運営有償運送		過疎地有償運送		福祉有償運送	
	名称	位置	名称	位置	名称	位置
事務所の名称及び位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置
路線又は運送の区域						
運送する旅客の範囲						
備考						